

男女共同参画基本計画(第2次)

男女共同参画基本法に基づく国の基本計画として、平成17年12月27日に男女共同参画基本計画(第2次)が閣議決定されました。

第2次基本計画では、12の重点施策を掲げ、それぞれについて、平成32年までを見通した施策の基本的方向と平成22年度末までに実施する具体的施策の内容を示しています。

12の重点分野

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
4. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
8. 生涯を通じた女性の健康支援
9. メディアにおける男女共同参画の推進
10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

(科学技術／防災(災害復興を含む)／地域おこし、まちづくり、観光／環境)

概 要

第1部 基本的考え方

- 第1次基本計画期間中の取組を評価・総括し、新しい基本計画を策定。目指すべき社会の将来像にも留意。

1. 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等

(1) 男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法第13条に基づき男女共同参画基本計画を策定。

(2) 第1次基本計画策定後の主な取組

平成13年に男女共同参画会議、男女共同参画局を設置。男女共同参画会議において、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針等の調査審議、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査を実施。

(3) 男女共同参画基本計画改定の経緯

平成16年7月、内閣総理大臣より男女共同参画会議に対し、男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問。平成17年7月、「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方―男女がともに輝く社会へ―」を答申。同答申を踏まえ、政府において男女共同参画基本計画を改定。

2. 男女共同参画基本計画（第2次）の構成と重点事項

(1) 男女共同参画基本計画（第2次）の構成

第1部：男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成、重点事項

第2部：12の重点分野毎に、施策の目標、施策の基本的方向（平成32年（西暦2020年）まで）、具体的施策（平成22年（西暦2010年）度末まで）を記述。

平成22年（西暦2010年）度には、計画全体について見直しを行う。

第3部：総合的・計画的推進のための体制の整備・強化

(2) 男女共同参画基本計画（第2次）の重点事項

① 2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野における取組を促進する。その際、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）が2005年において80か国中43位であり改善が進んでいないことも踏まえ、管理職への女性の登用などにつき、それぞれの分野における達成状況を常に検証しつつ施策を進める。

② チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできるよう、女性のチャレンジ支援策を更に推進する。その際、女性のチャレンジの実態を把握するための指標の開発と普及を行う。また、一旦家庭に入った女性が再チャレンジ（再就職、起業等）したい場合の支援策を充実する。さらに、育児等を理由に退職した者が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の積極的な取組を促す。

- ③ 雇用分野において実質的な男女の均等を確保するための方策についての検討の結果を踏まえ適切に対応し、更なる男女雇用機会均等の推進を図る。
- ④ 男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは重要である。仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、特に男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に進める。短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の導入を目指す。公務員については、常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入する。
また、短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について、検討を進める。
- ⑤ 新たな取組を必要とする分野（科学技術、防災（災害復興を含む）、地域おこし、まちづくり、観光、環境）における男女共同参画を推進する。
- ⑥ 生涯を通じた健康の保持増進を図るに当たり、性差に応じた的確な医療である性差医療を推進する。
- ⑦ 男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を推進する。
- ⑧ 学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じることを通じて、2015 年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている 2000 年のミレニアム国連総会で合意された「ミレニアム開発目標」の実現に努める。
- ⑨ 社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。
- ⑩ 本計画に掲げた分野を含むあらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

計画のポイント

① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるように期待し、各分野の取組を推進。
- ・各分野で積極的改善措置に自主的に取り組むことを奨励。

② 女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報提供のワンストップ・サービス化。
- ・一旦家庭に入った女性の再チャレンジ（再就職、起業等）支援策を充実。
- ・育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう企業の取組を促す。

③ 男女雇用機会均等の推進

- ・雇用分野において実質的な男女の均等を確保するための方策についての検討の結果を踏まえ適切に対応し、更なる男女雇用機会均等を推進。

④ 仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に推進。
- ・短時間正社員など質の高い多様な働き方を普及。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討。

⑤ 新たな分野への取組

- ・新たな取組を必要とする分野（科学技術、防災（災害復興を含む）、地域おこし・まちづくり・観光、環境）における男女共同参画を推進。
- ・女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援。
- ・男女のニーズの違いを考慮した防災対策。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及。
- ・環境保全分野での女性の参画を拡大。

⑥ 男女の性差に応じた的確な医療の推進

- ・医療関係者及び国民に男女の性差に応じた的確な医療についての知識の普及を図る。

⑦ 男性にとっての男女共同参画社会

⑧ 男女平等を推進する教育・学習の充実

⑨ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・被害者の保護や支援等の施策の推進。
- ・女性に対する暴力の予防のための対策の推進。

⑩ あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。